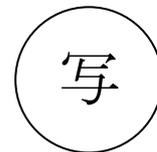


令和元年（2019年）11月18日開会

令和元年（2019年）第15回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和元年11月18日(月)第15回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	片 山 正 敏
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	乾 克 文
教 育 政 策 課 長	玉 谷 圭 太
学 務 課 長	堤 義 孝
施 設 課 長	中 井 教 純
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	加 藤 拓
学校教育推進課参事	尾 崎 和 美
学校教育推進課指導主事	門 田 翔
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	足 立 英 幸
こども育成部長	岡 和 人
保育幼稚園総務課長	山 寄 剛 一
市民文化部理事	小 田 佐 衣 子
スポーツ推進課長	小 西 勝 二

◆ 署名委員

委 員	篠 永 安 秀
-----	---------

(令和元年 1 1 月 1 8 日 (月) 、午後 2 時 0 0 分)

議事日程 (令和元年第 1 5 回茨木市教育委員会定例会)

(於 : 市役所南館 6 階会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		会議録の承認について	
4		諸般の報告について	
5	2 8	茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について	
6	2 9	令和 2 年度使用学校教育法附則第 9 条に基づく拡大教科書の採択について	
7	3 0	臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて (令和元年度教育文化月間における被表彰者の追加決定)	
8	3 1	臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて (令和元年度教育文化月間における被表彰者の辞退)	
9			
10			
11			

(14時00分 開会)

岡田教育長

ただいまから令和元年第15回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員会を傍聴したいとの申し出がありますので、ここで入室していただきます。それでは、傍聴者を入室させてください。

(傍聴者入室)

岡田教育長

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。

なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、篠永委員をご指名申し上げますので、よろしく申し上げます。

日程第3 「会議録の承認について」を議題といたします。

「令和元年第13回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」及び「令和元年第14回茨木市教育委員会定例会会議録(案)」についてお諮りいたします。

異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認め、「令和元年第13回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」及び「令和元年第14回茨木市教育委員会定例会会議録（案）」については、承認することといたします。

日程第4 「諸般の報告」を行います。

乾教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告について、ご質問ございませんか。

篠永委員

10月30日の「百人一首カルタ競技のルールと教え方」ですが、この参加者17名というのは、人数が少ないようなんですが、出席者は関係職員ということですので、先生方という認識でよろしいのでしょうか。カルタ競技ということで、また普通のカルタの側面とは違うんでしょうけれども。

松本社会教育振興課長

こども会育成研修会の「百人一首カルタ競技のルールと教え方」の出席者、関係職員についてです。この行事に関しましては、こども会活動として百人一首カルタに取り組むことができるように、育成者、指導者を対象に、ルールとその教え方を学んでもらうということで開催しています。この出席者、関係職員としましては、本課のこども会担当をしております職員と、こども会百人一首カルタ競技会等で読み手、審判員を担当していただいている方に、講師として教え方について講義をしていただきました。参加者につきましては、こども会育成者の方とこども会サポーターの方が参加されて、17名ということになっております。

篠永委員

じゃあ、認識としては、そういうファシリテーターみたいな方を育成するための研修

会ということで、子どもたちが実際ルールを教えてもらいに行く会ではないということですね。わかりました、ありがとうございます。

片山委員

私は、9月20日の家庭教育講座についてお聞きしたいと思います。昨今、家庭の教育力の低下や、保護者の方が育児でいろいろな悩みを抱えられていると、こういうようなことがよく言われておりますけれど、なかなか現代的な内容になっていると思います。

教育センターのほうでもですね、実際、保護者の方のいろいろな相談に対応した事業をされていると思いますが、そういう教育センターでのいろんな事案の中でですね、家庭教育講座として皆さんを集めて、どういうことを提供していけばいいのか、そういう情報交換といいますか、連携も必要かというふうに思うんです。どういう講師を選ぶかとか、講座のテーマをどうするかとか、悩みを抱えている保護者の方にどういう情報提供をしたらいいのかとか、同じようなテーマを抱えている保護者向けにね、教育センターと上中条青少年センター、同じ教育委員会の中でどのような連携をやっていったらいいのかということで、多分、日常的にそういう連携もされているとは思いますが、そのあたりの取り組みについて、どういうふうにされているのかお聞きしたいと思います。

松本社会教育振興課長

家庭教育講座のテーマについて、保護者の方がどういった課題についてのお話を希望されているかというところの教育センターとの連携ということでございますけれども、今回、この家庭教育講座のテーマを設定したのは、これまで家庭教育講座等に参加していただいた保護者の方から、どういったテーマのお話が聞きたいかというアンケートですとか、あとは時代のニーズに沿ったものという点で、選定をさせていただいたところです。

今後のテーマにつきましては、今おっしゃっていただきましたように、教育センター等々の相談の中で、保護者の方たちがどういったところで悩んでおられて、どういうことに関心を持っておられるかというようなところも情報交換しながら、検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

片山委員

よろしく申し上げます。

武内委員

10月30日の中学校の連合音楽会は、鑑賞者が853人ということですが、これは出演した生徒が鑑賞者ということですか。それとも、保護者の方も含めて、たくさんの方が鑑賞に見えたのでしょうか。それと、午前だけとか午後だけとか、どんな時間設定で開催されたのか、教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

中学校の連合音楽会についてでございますが、鑑賞者は生徒と保護者の両方が含まれた数字になっています。中学校は午後だけの設定になっていまして、13時20分から15時30分の中で、全部の中学校が出演して、お互いに聞き合うという形になっております。

武内委員

それは、部活に取り組んでいるということじゃなくって、各学校で、合唱祭みたいなことをされて、その中の代表が出てくるとか、どんなふうに取り組んでいるんですか。音楽の時間というのも、中学校は特にね、随分減っていると思うんですけれども、どんなふうな形で参加されているのでしょうか。学校として、どういう意見があるのかということ、把握されているようでしたらちょっと教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

内容としましては、中学校での平素の音楽学習の成果を発表するというのが目的になっています。ただ、学校によりましては、どのクラスが出るかということを選ぶのに、音楽会のようなものを開きまして、代表を決定しているような学校もあると聞いております。

武内委員

それと関連して、11月8日の、こちらは小学校の連合音楽会なんですけれども、これは、以前は午前と午後とで入れかわりがあったりしたと思うんですけれども、こちらの時間設定はどんなふうになっているのかということをちょっと教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

小学校の連合音楽会ですが、こちらは、武内委員のおっしゃったように、午前の部と午後の部がありまして、入れかわり行うという今までのスタイルと同じものになっております。

武内委員

音楽会もそうなんですけれども、10月17日の小学校連合運動会のときも、結構、保護者の方がね、たくさん参加されているかなと思うんですけれども、どんなふう感じておられるのかということや、ご意見とかそんなことがもしわかれば、教えてください。最近、保護者がすごくたくさん見えていて、関心持って来ておられる方が多いと思うんですけれども、そういう、各学校の保護者の方がね、どんなことを感じておられて、どんな願いを持っておられるのかというふうなことを、運動と、それから音楽に関してと、何かありましたら教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

連合音楽会も連合運動会も、やはり子どもたちの頑張りを見たいという保護者の方は増えていまして、それをできるだけ見ていただけるように工夫を行っているところで。感想等は、運動会のほうはちょっとわからないんですけれども、連合音楽会の様子ですと、保護者の方の鑑賞のマナーなどはすごくよかったと聞いています。

小学校のほうは、学校が半分ずつということもありまして、座席が限られていますので、完全入れかえ制で、ご自身の子どもさんの学校の参加が終わったら交代するという形になっています。自分の子どもさんの学校だけではなくて、他校の子どもさんの様子も見たいという声があるということは聞いておりまして、ロビーで映し出すとかということではできないかというようなご意見もあったそうなんですけど、やはり、それをするとロビーに保護者の方がたくさん集まってしまって、運営上ちょっと難しいとお伝えしたということが今年度あったと聞いております。

武内委員

中学校のほうは853人の鑑賞者ということで、会場のホールも、それぐらいだったら余裕というか、楽に収容できるかなと思うんですけど、小学校のほうは2,360人ということで、半分としても1,000人超えているのでね、随分ぎゅうぎゅう詰めというか、大変だったのかなというふうに思います。

今言われたように、いろんな学校の取り組みも見たいという保護者の願いもかなえられるような、茨木市全体の学校の取り組みの様子を、自分のところだけじゃなくて、ほかも見てもらえるような機会があればいいなというふうに思いました。

以上です。

岡田教育長

それでは、以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第28号「茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第28号につきまして、説明申し上げます。

本件は、茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正についてでございます。大阪府において、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が改正され、障害のある職員に係る勤務時間の割振り及び休憩時間についての特例が定められたことから、本市においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、第4条の2の次に、障害のある職員についての特例として、「第4条の3 第2条及び第4条の規定にかかわらず、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者である職員のうち次に掲げる職員について、当該職員の特性に応じた安定的な勤務のために、その変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割振り及び休憩時間は、公務の運営に支障がない場合に限り、別に定める。（1）法第2条第2号に規定する身体障害者、同条第4号に規定する知

的障害者又は法第37条第2項に規定する精神障害者である職員（2）前号に掲げる職員のほか、当該職員の特性により特に必要と認める職員」を加えるものです。

なお、参考資料といたしまして、「茨木市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」新旧対照表及び現行の規則、並びに「障害者の雇用の促進等に関する法律」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の一部を抜粋したものを添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

私からは、新旧対照表の真ん中あたり、第4条の3の「当該職員の特性に応じた安定的な勤務のためにその変更が必要であると認められる場合における」という文言についてですが、これを認めるのは校長の一存ということでよろしいのでしょうか。規則の現行分、第2条第2項と第3項に「校長は、」と書いてあるので、そうかなと察したんですけどいかがでしょうか。また、校長がそう認めたら、教育委員会にも、特に報告する必要はないのでしょうか。

岩城教職員課長

篠永委員のおっしゃるとおり、校長が認めるものであります。教育委員会といたしましては、校長が認めたものについて、その都度、報告の必要はないんですが、教職員の出退勤に関しては教職員課が確認しておりますので、随時報告が上がってくるということになっています。

篠永委員

わかりました。

武内委員

今とちょっと似通った質問なんですけど、この本人自身からの申請というか、こうい

うふうにしたいということと、校長の意向との調整みたいな、そのあたりはどうなっているんでしょうか。本人が、こういう勤務の仕方をしたいというようなことを申し出ることができるんでしょうか。そのあたりが、ちょっとはつきりわからないんですけど。

岩城教職員課長

あくまでも、公務の運営に支障がない限りというふうになっておりますので、校長は、申出があった際に、例えば、授業の時間割が組めなくなるですとか、担任ができる教職員がいなくなるというような事態が起これば、学校運営に支障がありますので、本人を説得して、別の方法について考えてもらうよう話をしているというところです。

片山委員

この規定が適用されるのは、健常だった方が、例えば身体障害者になった場合、継続的に雇用するに当たりですね、公務に支障がない限り、特例の扱いをすると、こういう規定だというふうに思いますけれど、この資料の雇用促進法の条文は、もともと、最初から障害をお持ちの方を採用する場合に、できるだけ雇用が促進できるように配慮していこうと、こういう趣旨ですが、後天的に、こういう障害をお持ちになった方にも同じようにこの規定を適用すると、こういう趣旨で解釈していいんですね。

岩城教職員課長

はい、そのとおりです。

片山委員

では、その場合にですね、実際上は、公務の運営に支障がない場合という、このあたりの判断基準が校長の裁量に任されるということなんですが、教育委員会として、実態や、いろんなケースの取り扱いについて判断材料になるような、そういうマニュアル的なものをつくるということは考えておられるんでしょうか。

岩城教職員課長

教育委員会としましては、府からの指導にもあるんですけども、まず障害者の手帳

を持っている方というところが1つの判断基準になっております。身体障害もそうですけれども、知的障害や精神障害も含めるということで聞いております。現在、茨木市内でも手帳を持っている者がおりますので、そちらについては、特別に早めに周知をしまして、校長からの聞き取りをしていただいているという、そういう運びで今、考えております。

片山委員

公務の運営に支障があるかないかというのをね、校長先生のご判断にお任せされるということなんですが、実際、現実的な事案に即した場合ね、なかなか難しい判断になるかと思うんです。公務の運営に支障があるのかないのか、悩ましいというか。誰かがカバーしたらできるじゃないかとか、いろんなケースもあろうかと思えます。具体的な事案が出てきた場合は、教育委員会として応援できるものがあれば応援していくとか、校内での支援体制を組むとか、そういう、ある程度の、学校に対するサポートがあるかないかによってもね、公務の運営に支障があるかないかに影響があると思うんですね。障害をお持ちの方を助けるためのサポート体制と言いますか、そういうことがどういうふうに取り組みされるのか。そういう具体例なり考え方なり、基準があればわかりやすいんですが、実際にあるんでしょうか。

岩城教職員課長

この規則の改正ですけれども、これまで、例えば小学校に就学する前の保育所等に通うお子さんを持つ教職員、学童に通うお子さんのいる教職員、被介護者のいる教職員にも適用していたものを、今回、障害のある職員にも拡大するというものであります。

中身につきましてですが、例えば、15分遅く出勤して15分遅く退勤する、8時45分に出勤したら、17時15分に退勤をするという、15分ずらす方法ですとか、30分ずらす方法というのを規則として上げております。例えば、申請のほうで、教職員から上がりましたら、交通機関の状況で、どうしても15分遅らせたほうが働きやすいということであれば、極力実現するための方法を考えるために、しっかりと校長が聞き取りをして、教育委員会としましても、その内容を聞きながら、可能であるか難しいかというのを、校長と話し合っていくということでもあります。

片山委員

わかりました。今回の事案については、勤務時間に対する特例措置ということで、時間的な配慮についての規定だと思うんですが、実際、その障害のある方が仕事をする場合にね、そのサポートなり、物理的な支障をどういうふうにカバーするかということがあるかと思います。国会で、障害のある方が議員になられて、国会活動ができるかどうかとか、そういうふうな大きな問題にもなりましたが、そこまでいかなくても、そういう障害のある先生がうまく仕事ができるように、どういうふうにカバーしていくのかという、そういう制度的な配慮は、これ以外にあるんでしょうか。

岩城教職員課長

制度としてはございませんが、今までの例といたしまして、聴力に障害のある職員がいた場合、職員会議の中でスピーカーマイクを使った会議をするというように、こちらから資金的なご支援はできないんですけれども、校長に、そういう配慮をするようにということで、校内の備品について、こちらが調べて、一緒に考えていくという例はありました。

片山委員

わかりました。これから、こういう障害をお持ちの方も増えてこようかと思いたすので、そういうケースに当たってはですね、教育委員会として、学校の校長先生と一緒にうまくサポートができるような、そういう体制づくりなり支援方法を、これからもいろいろ検討して考えていっていただきたいなというふうに思いたすので、よろしくお願いたします。

武内委員

要するに、これは時間的なことについての規則ととらえていいんですよ。それで、校長が、公務の運営に支障のない限り認めるということなんですけれども、学校によってね、随分その公務の体制みたいなものが違うと思うので、この学校でだったらできるけど、この学校のこの中ではやっていけないみたいなね、そんなことも生じてくるかなという気がすごくするので、そのあたりのところを、やっぱり教職員課のほうがきちっと把握していただきたいなと思いたす。学校運営に支障がないというのは、一

一般的にそうなのか、それとも特殊な事情があって、その学校では運営に支障が出てくるのかというようなあたりでね、やりとりしながら進めていただきたいなと思いますので。

岡田教育長

それでは、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

それでは異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第29号「令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく拡大教科書の採択について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第29号、令和2年度使用学校教育法附則第9条に基づく拡大教科書の採択について、議案説明いたします。

本件は、令和2年度に使用する学校教育法附則第9条に基づく拡大教科書の採択についてでございます。

附則第9条に規定される教科用図書に関しては、本市では、必要に応じて採択することとなっており、9月に拡大教科書の採択をしていただきましたが、新たに次年度支援学級在籍予定の新3年生1名が拡大教科書を必要としていることから、当該児童の教育条件の改善に資するため、別表のとおり拡大教科書を採択いただきますようお願いいたします。

以上で、議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

9月のときにも同じように、この拡大教科書の採択についてお話があったと思うんですが、今回、この子どもさんが拡大教科書が必要であるということに至ったのは、どんな経緯があるんでしょうか。この方が、ちょっと視力障害が進んできたということなのか、それとも、やはり3年生になれば、このあたりが難しいかなというように、ずっと学習していく中でそういうことが考えられたのか。そのあたり、ちょっとわかりましたら教えてください。

尾崎学校教育推進課参事

今回、採択に当たり学校から上がってきたのは、保護者からの要望がきっかけでした。もともと斜視とか乱視のあるお子さんでしたが、視力として見えにくいのか、支援学級のお子さんですので、学力的に学習内容がわかりにくいのか、なかなか判断が難しいところがあったというふうに聞いています。今回、2年生の学習の内容が進んで、文字も小さくなってきたりと、やはり見えづらさがあるということにも気づき、次年度からの教科書を拡大教科書にしたいということで、上げさせていただいております。

武内委員

そしたら、試しにということで、ちょっと大きめの拡大教科書の見本みたいなものを

使ってみて、この子どもさんが、これならちょっとわかりやすいかなという、子どもさん自身の意見というか、何かそんなのがあったんでしょうか。

尾崎学校教育推進課参事

実際、見本本も見ていただいて決断することになったんですけれども、これまでからも、漢字の学習など、少し小さいとわかりづらいものは拡大コピーをして学習すると、学習が進みやすかったということもありましたので、そこも併せての判断になっております。

武内委員

今のように、どの障害で学習しづらいのかというあたりをね、やはり学校で、保護者と先生と一緒に、子どもにとってどうなのかという見極めを早くにしてあげたらカバーできる部分もたくさんあるんじゃないかなというふうに思いますので、これをきっかけにね、どの学校でも、ひよっとしたらこうじゃないのかなというのを見ていける体制ができたらいいなというふうに思います。この件は、これがいいと思います。

岡田教育長

では、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

それでは異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。これでよろしいですか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第30号「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて（令和元年度教育文化月間における被表彰者の追加決定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第30号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、令和元年度教育文化月間における被表彰者につきまして、去る10月9日の定例会で決定しました後に、担当課から追加の被表彰候補者の推薦が提出されましたことから、被表彰者の追加決定につきまして、茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、臨時代理によって処理させていただいたものでございます。

追加の被表彰者でございますが、競技大会等成績優秀者表彰といたしまして、競技大会等で優秀な成績をおさめた個人を7人追加いたしました。これによりまして、令和元年度の被表彰者の合計は、119人、15団体となっております。

なお、参考資料といたしまして、「令和元年度 教育文化月間 茨木市教育委員会表彰被表彰者名簿（追加被表彰者分）」を添付いたしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

堀村委員

追加で決定されたということで、緊急の、やむを得ない事情があったということなん

ですけれども、具体的にどのような事情だったのか、教えていただけますでしょうか。

小西スポーツ推進課長

教育文化月間被表彰者の追加につきまして、ご報告いたします。

本来、被表彰者の推薦は、市長への表敬訪問に来られた方を対象として、基準に達した方を推薦しております。今回、前回の定例会後に追加でリストアップさせていただいた7人の方につきましては、本市が実施するトップアスリート支援事業の申請を受け、その活動状況を確認する中で判明したものであります。

なお、トップアスリート支援事業とは、東京2020オリンピック、パラリンピックで活躍が期待できる選手に対し、市が補助金を交付することで選手の競技活動を支援する事業でございます。来年の被表彰者として推薦するには人数が多いこと、また、オリンピック、パラリンピックの代表を目指した試合なども多かったことから、オリンピック終了後の来年の表彰ではなく、今年度に表彰していただきたいと判断したため、急遽、被表彰者リストに加えていただいたものです。

今後は、できる限り、迅速で正確な確認作業に取り組んでまいります。

以上です。

堀村委員

わかりました。ありがとうございます。

武内委員

今、説明していただいた中で、表敬訪問に来られた方を表彰するというふうにおっしゃっていたんですけど、今回追加になった方たちは、特に表敬訪問には来られないんでしょうか。その、表敬訪問に来るとか来ないとかいうあたりが、どんなふうになっているのかちょっとわからないので、そのあたりも含めて教えていただきたいなというふうに思います。

小西スポーツ推進課長

スポーツ推進課に、全国大会、またはアジア大会、世界大会に出場される予定、または出場された選手が、市長への報告ないし激励を受けるということで、市長表敬訪問と

いう制度があります。そちらに申し込みをされることによって、スポーツ推進課といたしましては、選手の把握をさせていただいているところであります。

今回追加になった7名の選手につきましては、事前の表敬訪問という形はございませんでした。

武内委員

その、表敬訪問に来られませんかということは、スポーツ推進課のほうから呼びかけられるんですか。それとも、この方たちがそれぞれ、表敬訪問したいんですけどみに言ってこられるんでしょうか。

小西スポーツ推進課長

基本的に、選手のほうから、表敬訪問に伺って市長から激励をいただきたい、ないし、ご苦労さまでした、また頑張っていたきたいというお話を聞きたいと、ご本人が希望されることがほとんどでありまして、今回の追加の7名につきましては、アスリート支援事業の関係で、日本代表選手候補になったというところから、その方々のこれまでの活躍というのを、確認をさせていただいたということになっております。

小田市民文化部長

ただいま、スポーツ推進課長がご説明させていただきましたことに加えまして、それぞれの競技の連盟が茨木市の中にございまして、それぞれの連盟、協会は、やはり一番そういうふうなことに注目し、また接する機会も多いですので、そちらからも、茨木市にぜひ表敬訪問をしたいということで、スポーツ推進課のほうに連絡が入ったり、ご本人に連絡が入ったりということで、表敬訪問される方もありますし、学校関係者の場合も、茨木市にはこのような制度があるということも知っておられまして、また秘書課の規定により、激励金というのも出る場合もございますので、そのあたりのことについては周知をさせていただいているところでございます。

そのほかに、新聞に掲載されたものにつきましては、こちらでも目にすることもできますので、そのような情報に接しない方については、こちらから、ぜひ来られませんかというお声がけをさせていただいたり、もし、その場合は、来られなくても、教育文化月間の表彰の規定を満たしている場合は、こちらで、自動的にリストの中に加えさせて

いただいたりという形で、常日ごろ、被表彰者のリストのほうに上げさせていただいているものでございます。

武内委員

この、後から追加された7人の方については、表彰状の贈呈はどんなふうにされたのでしょうか。呼び出すといたら変ですけど、来ていただいてお渡しするとか、個々に持っていかせていただくとか、どんな感じですか。

小西スポーツ推進課長

連絡がぎりぎりになりましたが、この11月3日に出席していただける方につきましては、出席をしていただきました。そのほか、大会等がある方については、後日、こちらのほうから連絡をさせてもらうということになっておりました。

武内委員

じゃあ、表彰式までに追加をしたということなんですね、これは。わかりました、ありがとうございます。

片山委員

今回、ホッケーの方が5名いらっしゃいますね。ホッケーはチームプレーでやられる競技なんだろうけれど、この競技関係で、団体で表彰されるケースと、それから個人で表彰されるケースがあるということで、そのチームとして出場される場合は、団体扱いになるのか、あるいはその個々の参加者、チームの中の全員を表彰対象にするのか、どちらがメインになるんでしょうか。

小西スポーツ推進課長

団体で出場されて、全国で入賞されますと、チームとして表彰させていただきます。

片山委員

では、今回の5名の方は、団体ではないんですか。チームとして出場されて、成績を残されたということでしょうが、団体自体が茨木のものではないので、個々の方を表彰

すると、こういう趣旨なんですか。

小西スポーツ推進課長

ただいまのお話にありましたように、茨木市出身の選手であるということで、今回5名の方をピックアップさせていただいております。すみません、出身ではなく在住です、申しわけございません。

片山委員

わかりました、在住ですね。では、もし、その立命館大学ホッケー部が茨木市の団体であれば、団体の表彰と、それからホッケーの個々のメンバーの両方の方を表彰されるということになるんでしょうか。

小西スポーツ推進課長

申しわけございません、今回5名推薦させていただきましたのは、日本ホッケー協会の男子代表選手になったということで推薦をさせていただきました。

片山委員

ありがとうございました。よくわかりました。

岡田教育長

では、お諮りいたします。質疑を打ち切りましても、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

それでは異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第30号につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 「臨時代理により処理した事案につき承認を求めることについて（令和元年度教育文化月間における被表彰者の辞退）」を議題といたします。

武内委員

議案第31号は、人事案件ですので、非公開でお願いしたいと思います。

岡田教育長

武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

（各委員「異議なし」の発言あり）

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件につきましては非公開といたします。

関係者以外の方の退室をお願いいたします。

傍聴者の方も退室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

<非公開>

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

（各委員「原案賛成」の発言あり）

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和元年第15回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

(15時00分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和元年11月18日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和元年第15回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和元年9月28日～令和元年11月8日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
9月20日（金） 10月3日（木）	家庭教育講座 （参加者：延べ50人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
10月14日（月・祝）	秋のキャンプフェスティバル （参加者：130人）	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
10月17日（木）	第72回小学校連合運動会 （参加者：2,781人）	郡小学校 東奈良小学校 庄栄小学校 彩都西小学校	教育長 武内教育長職務代理者 片山委員 関係職員	学校教育推進課
10月19日（土）	第40回やってみよう運動会 （参加者：283人）	南市民体育館	教育長 関係職員	学校教育推進課
10月20日（日）	ジュニアリーダー研修会閉講式 （参加者：105人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
10月26日（土）	子どもセミナー（しかけ絵本をつくろう） （参加者：33人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
9月28日（土） ～ 10月26日（土）	映画会 （開催回数：5回 参加者：延べ243人）	中央図書館	関係職員	中央図書館
10月27日（日）	キャンプカウンセラー活動紹介キャンプ （参加者：112人）	青少年野外活動センター	関係職員	社会教育振興課
10月27日（日）	子ども向け工作等行事 （開催回数：2回 参加者：延べ78人）	中央図書館、庄栄図書館	関係職員	中央図書館
10月30日（水）	こども会育成者研修会 「百人一首カルタ競技のルールと教え方」 （参加者：17人）	上中条青少年センター	関係職員	社会教育振興課
10月30日（水）	第55回中学校連合音楽会 （鑑賞者：853人）	立命館いばらき フューチャープラザ グラウンドホール	教育長 関係職員	学校教育推進課

令和元年第15回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和元年9月28日～令和元年11月8日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
11月3日(日・祝)	第55回茨木市教育文化月間表彰式 (入場者：536人)	立命館いばらき フューチャープラザ グランドホール	市長 議長 教育長 教育委員	教育政策課
9月28日(土) ～ 11月7日(木)	おはなし会 (開催回数：46回 参加者：延べ2,974人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書館
11月8日(金)	第71回小学校連合音楽会 (鑑賞者：2,360人)	立命館いばらき フューチャープラザ グランドホール	教育長 関係職員	学校教育推進課

その他の関連する報告事項

令和元年9月28日～令和元年11月8日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者
9月29日（日）	健康フェスタ2019 「もっと元気に“こころ”と“からだ”」 (参加者：660人)	立命館いばらき フューチャープラザ	関係職員
9月29日（日）	第20回 2019年度 市民フォーラム 「新世紀の救急医療～知って得する救急知識～」 (参加者：134人)	立命館いばらき フューチャープラザ カンファレンスホール	関係職員